

# 第3章 エアバッグ類に関する具体的な実務

## 1. エアバッグ類の種類と確認方法

### (1) エアバッグ類の種類

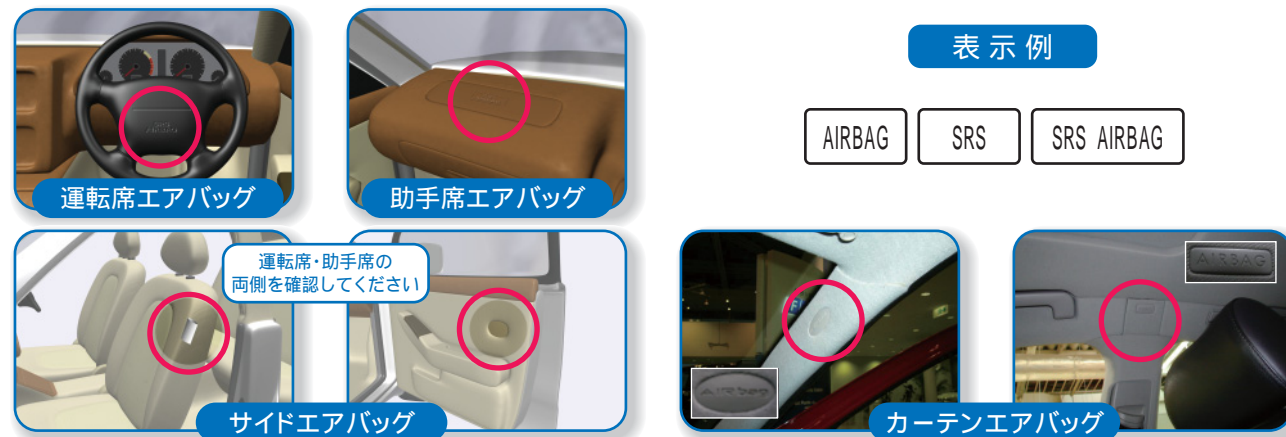
- ・エアバッグ類には、一般的な「運転席エアバッグ」「助手席エアバッグ」の他に、車種等によっては、シートベルトプリテンショナーなど下記の図にあげるものが装備されています。
- ・エアバッグ類は、その構造により「電気式」と「機械式」の2種類に類別できます。  
 「電気式」：衝突時の衝撃を電気センサーで検出し、センサー内の電気ヒーターに電気を流し着火する方式（現在販売されている新型車はすべてこの方式です）  
 「機械式」：衝突時の衝撃を機械式センサーで検出し、センサー内のピンを射出し着火する方式



上記以外にも、「ニー（膝）エアバッグ」等が車種によっては装備されています。

### (2) 確認方法

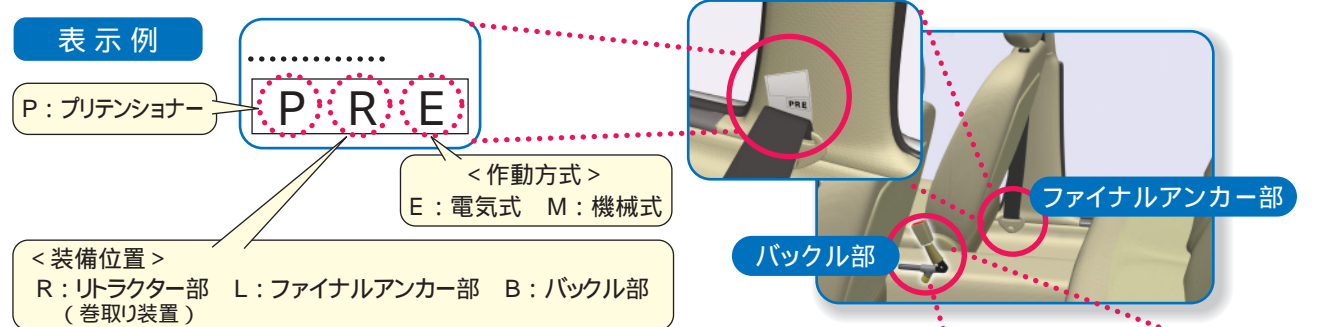
- ・使用済自動車に装備されているエアバッグ類は、実車の表示や電子マニフェストシステムの画面上で車台ごとに提供される「車台詳細情報画面」により確認できます。
- ・車台ごとに装備が異なるため、エアバッグ類の装備状況を確認の上、すべての未作動エアバッグ類の処理を行ってください。  
**実車での確認方法**
- ・エアバッグ類を装備している部位には、次のような文字が「ラベル」または「印刷」等にて表示されています。



- ・エアバッグ類が未作動か否かは、バッグが開いていることで確認できます。

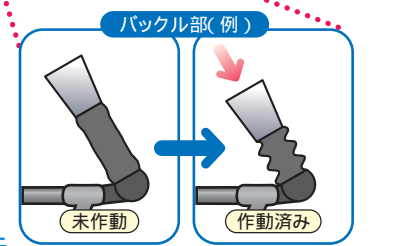


- ・シートベルトプリテンショナーの装備位置や作動方式については、ファイナルアンカー部のタグに表示があります。  
 （一部車種には表示がないものもありますので、電子マニフェストシステムの「車台詳細情報画面」(下図)上で確認してください)



- ・シートベルトプリテンショナーが未作動か否かは、以下の方法で確認できます。

- 「リトラクター部（巻取り装置）」  
 ➔ シートベルトが引き出せない状態であれば作動済みです。
- 「ファイナルアンカー部」「バックル部」  
 ➔ 著しく引き込まれている状態であれば作動済みです。



電子マニフェストシステムの「車台詳細情報画面」上での確認方法

車台詳細情報 (JPRS0300)

前画面に戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

◆車台基本情報		◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報 (「※」はオプション装着の可能性がありますので、現車をご確認ください)	
車台番号	12345678901234567890	運転席	1
型式	1234567890	助手席	1
車名	NNNNNNNNNN	サイド	※
移動報告番号	123456789012345	カーテン	0
義務者メーカー名	NNNNNNNNNN	プリテン	2
型式指定番号	9590	◆エアバッグ類 詳細情報	
類別区分番号	089B	一括作動システムへの対応	一括作動システム対応車両です
◆リサイクル料金預託の有無		機械式の部位	シートベルトプリテンショナーのみ機械式を装備しています
フロン類預託	有	その他1	サイドエアバッグはオプション装備のため装備を確認して下さい
エアバッグ類預託	有	その他2	
◆車台装備情報		◆車台実車装備情報	
フロン類車種クラス	乗用車等	フロン類装備	有
脱フロンエアコン	無	フロン類種別	DFC
架装物区分	01:架装物はリサイクル料金に含まれる	エアバッグ類装備	有

参照

- a 「メーカー等提供のエアバッグ類装備情報」  
 自動車メーカー等からの出荷時におけるエアバッグ、シートベルトプリテンショナーの装備個数が記載されています。  
 例) 上記表示画面は、運転席・助手席にインフレーターが各1個ずつ、シートベルトプリテンショナーが2個装備されている例です。さらに、サイドエアバッグが装備されている可能性があることから、実車での確認も必要です。
- b 「エアバッグ類詳細情報」  
 「一括作動」が可能か、また、車上作動処理が困難な「機械式」エアバッグが装備されているか等の特徴的な情報を表示します。
- c 「エアバッグ類適正処理情報」  
 「参照」ボタンをクリックすることで、エアバッグ類の安全な取外回収および車上作動処理の方法に関する車台ごとの詳細な情報が表示されます。  
 「エアバッグ類適正処理情報」は、「メニュー選択画面」からも閲覧することができます。



## 2. エアバッグ類の処理方法（概要）

- ・エアバッグ類の処理方法には、以下の2つの方法があります。
- ・解体業者は、必ずどちらかの方法で使用済自動車に装備されているすべての未作動エアバッグ類の処理を行う必要があります。

### （1）取外回収

- ・エアバッグ類適正処理情報（[詳細は13ページをご覧ください](#)）を参照した上で使用済自動車からエアバッグ類を取り外し、指定引取場所に運搬する方法です。
- ・エアバッグ類を指定引取場所まで収集運搬する全国規模のネットワーク（エアバッグ類運搬ネットワーク）が用意されていますのでご活用ください。

### （2）車上作動処理

- ・自動車メーカー等からの委託を受けて、エアバッグ類適正処理情報を参照した上で車上作動処理（使用済自動車に装備されたままの状態で作動）を行う方法です（取外し、指定引取場所への運搬は不要）。
- ・車上作動処理を行うためには、自動車再資源化協力機構を通じて自動車メーカー等と委託契約を締結することが必要です。

使用済自動車から取り外したエアバッグ類については、人身保護措置として確実に機能することが自動車メーカー等では担保できないことから、再利用は想定しておりません。必ず上記2つのいずれかの方法で処理を行ってください。

## 3. エアバッグ類の取外回収の具体的な実務

- ・解体業者がエアバッグ類を指定引取場所に引き渡すときは、エアバッグ類の適正かつ確実な引取りのために自動車リサイクル法に基づいて自動車メーカー等が定める「引取基準」に適合する必要があります。
- ・取外回収・保管・運搬の各工程において安全を確保し、解体業者の利便性や社会的効率性を実現するため、引取基準を下記のとおり設定する予定です。

引取基準	
項目	基準の主な内容
（1）性状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転席、助手席等のエアバッグはインフレーター（ガス発生器）の状態、シートベルトプリテンショナーはベルトを巻ききった状態で、車台から取り外されていること</li> <li>・電気式は電源線をショート（短絡）、機械式は安全装置をはたらかせた状態であること</li> </ul>
（2）荷姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1台分のエアバッグ類を指定された容器・袋に梱包の上、専用の回収ケースに収納して引き渡すこと</li> <li>・上記の容器・袋には収納されたエアバッグ類の車台番号を記入した荷札を付けること</li> </ul>
（3）引取方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に申請された運搬方法でエアバッグ類を指定引取場所に引き渡すこと</li> <li>・電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること</li> </ul>

引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として引取拒否となり、エアバッグ類回収料金は支払われませんのでご注意ください。

### （1）性状について

- ・使用済自動車から取り外したエアバッグ類を自動車メーカー等が定める状態まで分解し、その際、誤作動等を防ぐための安全措置を確実に行ってください。分解作業および安全措置の具体的な方法・留意点について、エアバッグ類適正処理情報により十分確認してください。

#### 【エアバッグ（代表例）】

車台からバッグ等がついたままの状態を取り外します。

モジュール

エアバッグ類適正処理情報に従って、バッグやブラケットをとめているナット等を外し、インフレーターを取り外してください。また電源線のショート（短絡）等、安全措置を行ってください。

インフレータの取外し

#### インフレータの代表例

電気式インフレータのショート（例）

電源線の先端の被覆をはがし、ねじり合わせてください。

機械式インフレータの安全装置（例）

安全装置は車台から取り外すことで自動的にはたらくので、取外し後は安全装置に触れないでください。

#### 【シートベルトプリテンショナー（代表例）】

シートベルトプリテンショナーのベルトをハサミ等によりタンク上部で切断してください。

ベルトを巻ききった状態でナット等を外し、車台から取り外してください。

#### シートベルトプリテンショナーの代表例

シートベルトプリテンショナー本体から出ているコネクターを外してください。

#### 機械式シートベルトプリテンショナーの安全装置（例）

セーフティーレバーを起し、押し込みながらロック方向に回してください。

#### 【性状について引取りを拒否する例】

- ・ブラケットやバッグがついたままのインフレーター（モジュールの状態）
- ・電源線をショートしていない電気式インフレーター等
- ・エアバッグ類以外のもの



(2) 荷姿について

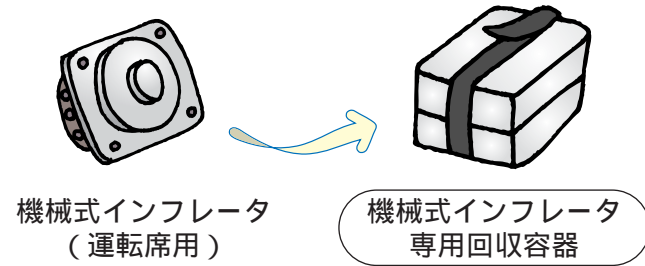
・取り外したエアバッグ類については以下の手順により荷姿を作ってください。

1) エアバッグ類を指定の専用回収容器または回収袋に梱包します。

【機械式インフレーター（運転席用）】

・機械式インフレーター（運転席用）については、運搬時の衝撃から保護するため、専用の容器に収納します。

❗ 電気式インフレーター等はこの容器に収納しないでください。



【機械式インフレーター（運転席用）以外】

・機械式インフレーター（運転席用）以外のすべてのエアバッグ類は、車台1台分ごとに回収袋1枚に収納します。

機械式インフレーター専用回収容器・回収袋は自動車リサイクルシステムへの登録完了後、一定数を無償配布します。

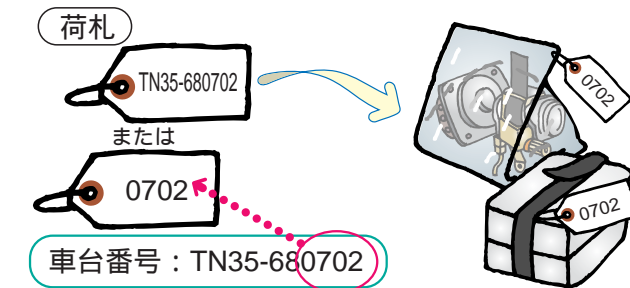


2) 回収袋・機械式インフレーター専用回収容器に荷札を付けます。

・1台分を収納した袋がどの使用済自動車のエアバッグ類かを特定するため、回収袋および機械式インフレーター専用回収容器に荷札を付けます。  
・車台番号の末尾4桁以上を記入してください。

❗ 記入を誤ると車台を特定できないため、エアバッグ類回収料金の支払いができない場合があります。

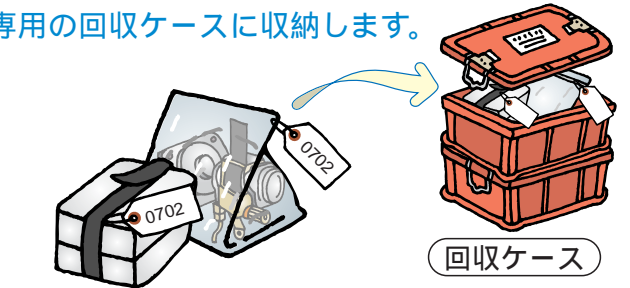
荷札は自動車リサイクルシステムへの登録完了後、一定数を無償配布します。なくなりましたら、市販されている同種のを各社で購入してください。



3) 回収袋・機械式インフレーター専用回収容器を専用の回収ケースに収納します。

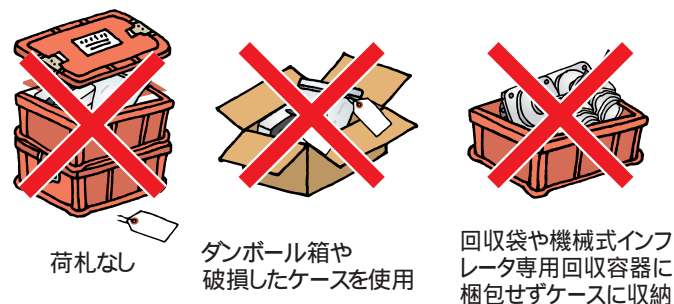
・運搬時の安全性・効率性を確保するため、指定した回収ケースに収納します。

❗ 回収ケース内に約10個のエアバッグ類の収納を目安とします。



【荷姿について引取りを拒否する例】

- ・車台番号を記入した荷札を付けていない場合
- ・指定した荷姿用具以外を使用
- ・回収袋や機械式インフレーター専用回収容器に梱包せず回収ケースに収納



(3) 引取方法について

指定引取場所の設置

・指定引取場所については、解体業者の利便性と社会的効率性を踏まえて自動車メーカー等が指定します。既存施設を活用することによる効率性を踏まえ、現在実施中の(社)日本自動車工業会エアバッグ回収実証事業の集約拠点等を活用し、全国25ヵ所に指定引取場所を設置することを予定しています。

離島については、解体業者の事業所でエアバッグ類を引き取ることを想定しています。

指定引取場所 設置予定地域（予定）



地域	指定引取場所一覧	運搬ネットワーク業者
北海道	豊通リサイクル(北海道)	豊通リサイクル、日本通運
東北	啓愛社(秋田) 豊通リサイクル(岩手、福島)	啓愛社、豊通リサイクル
関東・甲信越	啓愛社(栃木、千葉、神奈川) 豊通リサイクル(埼玉、千葉、神奈川、長野)	啓愛社、豊通リサイクル
中部・北陸	豊通リサイクル(愛知) ワールドモーター(愛知)	カネシマメタル、啓愛社、豊通リサイクル、ワールドモーター
近畿	啓愛社(兵庫) 豊通リサイクル(兵庫) 日本通運(京都、大阪)	カネシマメタル、カネヒラ商会、啓愛社、豊通リサイクル、日本通運、ワールドモーター
中国・四国	カネヒラ商会(岡山) 豊通リサイクル(広島、香川)	有明通商、カネシマメタル、カネヒラ商会、啓愛社、豊通リサイクル
九州	有明通商(熊本) 啓愛社(福岡) 豊通リサイクル(福岡、鹿児島)	有明通商、啓愛社、豊通リサイクル
沖縄	拓琉リサイクル研究センター(沖縄)	豊通リサイクル、日本通運

詳細は50ページをご覧ください

(順不同)



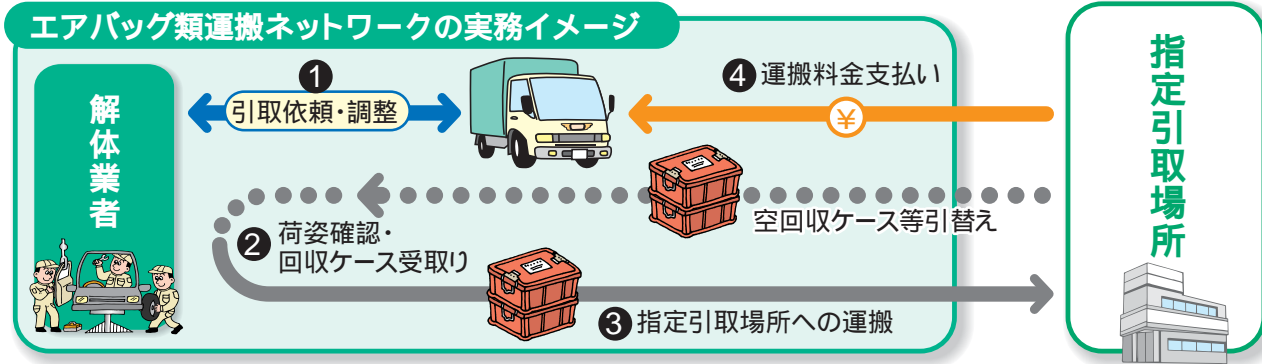
指定引取場所までの運搬

- ・引取基準に従って回収ケースに収納されたインフレーター等は、全国規模で整備される「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用して指定引取場所に引き渡すことができます。
- ・引取依頼の連絡を行うことにより、収集運搬業の許可を有する専門の運搬業者が回収ケースを訪問回収します。解体業者が独自に運搬の仕組みを準備する必要がなく、運搬料金も着払いとなることから、「エアバッグ類運搬ネットワーク」の利用をおすすめいたします。

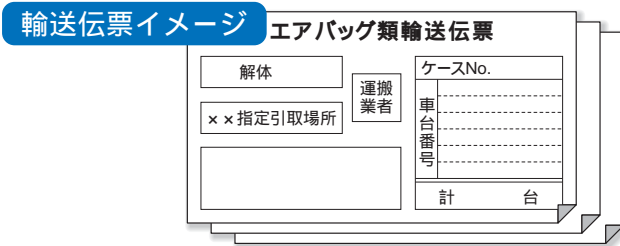
指定引取場所で電子マニフェスト情報と引き渡されたエアバッグ類との照合を行うため、運搬業者に回収ケース等を引き渡した後、電子マニフェスト制度によりすみやかに引渡報告を行ってください。

引渡報告において運搬事業者情報を入力する場合には、「運搬委託」を選択した上で、運搬事業者名および収集運搬許可番号を入力してください（辞書機能あり）。

「エアバッグ類運搬ネットワーク」への申込みは、自動車リサイクルシステムへの登録申込時にその旨の選択をすることによって行ってください（その場合、各事業者の連絡先等の情報は「エアバッグ類運搬ネットワーク」の運搬業者にも通知されます。▶詳細は48ページをご覧ください）。



- ① 解体業者が引取依頼の連絡を行い、運搬業者と集荷日に関する日程調整を行った後、運搬業者が回収ケース（空ケース等と引替え）を受取りに訪問します。
- ② 運搬業者が引取基準に基づき荷姿等を確認し、回収ケースを受け取ります。受取り時に輸送伝票の控えをお渡します。
- ③ 運搬業者は回収ケースを指定引取場所に運搬します。
- ④ 指定引取場所が運搬業者に運搬料金を支払います（着払い）。



輸送伝票：「エアバッグ類運搬ネットワーク」では専用の輸送伝票が使用されます。運搬業者は荷姿等を確認する際、回収ケースごとに収納されている機械式インフレーター専用容器・回収袋に添付された荷札の車台番号を確認して伝票に記入し、控えを解体業者に渡します（エアバッグ類の引渡報告は、本輸送伝票に記載されている車台番号を参照しながら行うことをおすすめします）。

「エアバッグ類運搬ネットワーク」以外で運搬する場合の留意点

自らまたは「エアバッグ類運搬ネットワーク」以外の収集運搬業者（解体業を行う事業所を管轄する都道府県等と指定引取場所を管轄する都道府県等の双方から廃棄物処理法の業の許可を受けていることが必要）に委託して指定引取場所に運搬することも可能ですが、その場合は以下の点についてご注意ください。

- ・委託により運搬を行う場合は、廃棄物処理法の収集運搬に係る独自の委託契約の締結が収集運搬業者との間で必要です。
- ・空回収ケース等を自らまたは委託により指定引取場所から持ち帰る必要があります。
- ・運搬料金は解体業者に支払われることから、委託により運搬を行う場合は収集運搬業者への料金支払いが必要です。

【引取方法について引取りを拒否する例】

- ・電子マニフェストの引渡報告で報告した廃棄物処理法の収集運搬業者以外を利用した引渡し
- ・指定引取場所以外への持込み
- ・電子マニフェストによる引渡報告の未実施

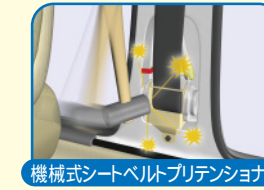
4. エアバッグ類の車上作動処理の具体的な実務

(1) 車上作動処理の方法

車上作動処理には以下の2通りの方式があり、車種等により実施可能な方式が異なりますので、エアバッグ類適正処理情報を確認し、その車台に適合した車上作動処理を行うことが必要です。

個別作動方式

- ・電気式エアバッグ類は、それぞれにバッテリーで通電して作動させます。
  - ・機械式シートベルトプリテンショナーは、衝撃を与えて作動させます。
- 機械式エアバッグ（運転席・助手席）は、取外回収を行ってください（構造上、車上作動処理はできません）

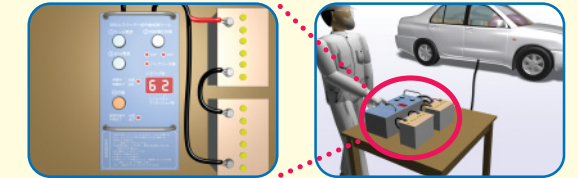


個別作動が可能なエアバッグ類

	電気式	機械式
エアバッグ	○	×
シートベルトプリテンショナー	○	○

一括作動方式

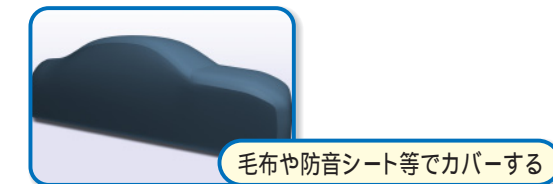
- ・車台のコンピュータに専用ツールを接続し、一度にすべてのエアバッグ類を作動させます。
- ・1998年以降の国内自動車メーカーの新型車は、すべてこのシステムに対応しています。



(2) 車上作動処理の作業上の注意事項

車上作動処理を実施する際は、自動車メーカー等が提供するエアバッグ類適正処理情報に従って、以下の内容を遵守して安全に作業を行ってください。

- ① 作業前は鉄骨や車台ボディ等、アースが取れる物に素手で触れて静電気を確実に除去すると共に、バッテリーからマイナスケーブルを外した後、エアバッグ類適正処理情報に示された所定の時間放置した上で作業を行ってください。
- ② 作動時のガラス飛散を防止するため、インストルメントパネルの上に物を置かないでください。また、フロントガラスにフロアマットや段ボール等でカバーをしてください。
- ③ 車上作動処理を行う場合は、車両から5mほど離れた安全な場所で通電作業を実施してください。
- ④ 車上作動処理時は作動音が発生するため、作業場や周辺環境に配慮して、適切な防音対策を実施してください。



- ⑤ 車上作動処理で発生するガスには微量の一酸化炭素等が含まれますが、その主要成分は無害な窒素ガスであり、ドア開放後急速に拡散します。ただし、車上作動処理実施直後はアンモニア等の刺激臭が発生する可能性もあることから、作業にあたっては保護メガネやマスクを着用することが適切です。



(3) エアバッグ類の「車上一作動処理」委託契約

- ・車上一作動処理を行うためには、自動車メーカー等と委託契約を締結することが必要です。
- ・自動車メーカー等は、各解体業者が車上一作動処理が可能な体制・環境であることを前提に契約を行います。契約実務は自動車再資源化協力機構が窓口となり解体業者に約款を提示します。  
(☞詳細は49ページをご覧ください)

【車上一作動処理の要件等】

- 1) 作業について
  - ・自動車メーカー等が提供するエアバッグ類適正処理情報に基づき、一括作動処理ツール等を活用し、安全および環境に十分配慮して作業を行うこと。
- 2) 管理について
  - ・引取・引渡報告、作業、施設等の責任者を明らかにしておくこと。
  - ・車上一作動処理に関して記載のある標準作業書を作成し、実務者に標準作業書に沿った安全な作業や取扱いに関する注意事項が周知徹底されていること。
  - ・車上一作動処理を行った実績を台帳に記録・保管し、自動車メーカー等による監査の受入れが可能であること。
- 3) 防音対策等について
  - ・周辺環境や作業環境を考慮した防音対策・発生ガス対策がなされていること。

車上一作動処理実績記録のイメージ

エアバッグ類 車上一作動処理 管理台帳			2005年1月度		× 解体 株式会社					
① 事務所管理欄		② 作業場管理欄			③ 事務所管理欄		④ 備考			
No.	メーカー	車台No.	作業日	作動方法		処理個数	確認欄 責任者	ELV 引渡先	引渡日	
				個別	一括					
1		ABC123	1/18		○	8	サインor印	工業	1/20	
2		DEF456	1/20	○		2	サインor印	工業	1/27	4個中2個回収
3		GHI789	1/25	○		3	サインor印	商会	1/27	

- ① 引取業者またはフロン類回収業者からの引渡報告に基づき、あらかじめ自動車メーカー等の名称・車台番号を記入してください。
- ② 車上一作動処理を行った日付、実施した処理の方法（個別作動・一括作動）、実際に車上一作動処理を行った個数を記入し、作業責任者がサインまたは押印してください。
- ③ 記入した車上一作動処理実績記録に基づきエアバッグ類の引渡報告を行い、使用済自動車の引渡先および引渡日を記入し、保管してください。
- ④ 作業時における特記事項等があれば記入してください。

実績記録を補完する手段として、車上一作動処理後の状況を写真により証明するような方策も各解体業者における工程管理として有効と考えられます。

車上一作動処理の実施について虚偽がある場合、委託契約の解除や車上一作動処理委託料金の返還請求をさせていただくことがあります（自治体からの勧告・命令・許可取消の可能性もあります）。

警告!!

- ・電気式エアバッグ類は、誤作動を防ぐため必ずショートさせた上で取外し・保管・運搬を行ってください。
- ・機械式エアバッグ類は、誤作動を防ぐため必ず安全装置が作動した状態で取外し・保管・運搬を行ってください。
- ・車台からの取外し、インフレーター等への分解・保管および車上一作動処理の実施は、自動車メーカー等が作業手順について提供するエアバッグ類適正処理情報の注意事項に基づき行ってください（エアバッグ類適正処理情報は、解体業者が自動車リサイクル法に従って作業を行うことを前提に自動車メーカー等が提供する情報です）。

5. 一部取外回収・一部車上一作動処理の場合の取扱い

例えば、通常は車上一作動処理を行う解体業者に、機械式エアバッグと電気式エアバッグ類の双方が装備された使用済自動車が入庫した場合、機械式エアバッグは取外回収をせざるを得ないことから、このような場合には、一部を取外回収し、一部を車上一作動処理することになります。  
(☞電子マニフェストシステムでの取扱いについては37ページをご覧ください)

6. 料金の支払い

(1) エアバッグ類の取外回収料金

- ・エアバッグ類の取外作業の行いやすさ等を勘案して、自動車メーカー等が車台ごとに取外回収料金を設定します。
- ・電子マニフェスト制度により引渡報告が行われた車台について、指定引取場所で引き取ったインフレーター等の個数に応じて支払われます。

(2) エアバッグ類の車上一作動処理委託料金

- ・自動車メーカー等と解体業者の委託契約に基づき実施される車上一作動処理に要する作業時間、処理後の発生ガスの換気時間、実績記録管理に必要となる時間などを勘案して、自動車メーカー等が車台ごとに設定した車上一作動処理委託料金が支払われます。

(3) エアバッグ類の一部取外回収料金・一部車上一作動処理委託料金

- ・指定引取場所で引き取った個数に応じて取外回収料金が支払われ、装備個数を基準として取外回収個数を引いた個数に応じて車上一作動処理委託料金が支払われます。

(4) エアバッグ類の運搬料金

- ・エアバッグ類運搬ネットワークを利用する場合、自動車メーカー等が回収ケース単位で都道府県ごとに設定した運搬料金が、指定引取場所において引き取られた回収ケースの個数に応じて運搬業者に支払われます（着払い）。
- ・エアバッグ類運搬ネットワーク以外の方法により指定引取場所まで運搬する場合は、同様に設定された料金が解体業者に支払われます。（収集運搬業者に委託する場合は、収集運搬業者に運搬料金をお支払いください）

【支払いの方法】

エアバッグ類の取外回収料金や車上一作動処理委託料金等の支払いについては、電子マニフェスト制度でのエアバッグ類の引渡報告を前提として、自動車リサイクルシステム登録申込み時に指定された金融機関の口座に月次で行われます。

「エアバッグ類運搬ネットワーク」をご利用の場合は、運搬料金は運搬業者に直接支払われます。